

役員及び評議員の報酬および費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法施行規則（昭和26年厚生労働省令第28号）第2条の42及び社会福祉法人恒勝会定款（以下「定款」という。）第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等に対しては、それぞれの役員等の勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 非常勤の役員 報酬
- (2) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第3条 非常勤の役員に対する報酬は日額とし、別表1「非常勤役員等報酬表」に定める年度の総額及び1人当たりの日額の範囲内で、法人の会議への出席、又は業務に従事したとき支給し、及び別表2「費用弁償」に定める費用を弁償する。ただし、法人の常勤の職を兼ねる役員については、報酬のみを支給する。

2 評議員の報酬は日額とし、定款第8条に定める総額の範囲内で、別表1「非常勤役員等報酬表」に定める1人当たりの日額を法人の会議への出席、又は業務に従事したとき支給し、及び別表2「費用弁償」に定める費用を弁償する。

3 役員及び評議員が、法人の用務のために旅行したときは、旅費規程の例により旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 非常勤の役員及び評議員に対する報酬等は、それぞれ法人の会議への出席、又は業務に従事したときに、その都度支給する。ただし、法人の常勤の職を兼ねる役員については毎月10日に社会福祉法人恒勝会給与規程第4条の規定に準じて支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行う。

付 則 この規程は、平成22年12月 4日から施行する。

2 平成28年5月21日改正

3 平成29年4月1日改正

付 則 （平成29年11月26日一部改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、評議員会の決議を得た日から施行し、平成29年12月1日から適用する。

付 則 （令和8年6月28日一部改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和8年7月1日から施行する。

別表1 非常勤役員等報酬表

	日額	年度総額
評議員	15,000円	840,000円
理事長	30,000円	900,000円
副理事長	25,000円	720,000円
理事	15,000円	1,440,000円
監事	15,000円 ただし、公認会計士 又は税理士が行う社 会福祉法に基づく計 算書類及び事業報告 並びにこれらの附属 明細書の監査にあっ ては日額100,0 00円とする。	920,000円

別表2 費用弁償

自宅から会議の場所までの距離に応じ

20km未満	5,000円
20km以上 50km未満	7,000円
50km以上 100km未満	9,000円
100km以上	13,000円